

中世ロシアの教会問答集「キリクの質問」(2)

試訳部 (キリクの 81-101 問、サツヴァアの 24 問、イリヤの 28 問)

宮 野 裕

"Questions and Answers of KIRIK", a Medieval Russian Canon Law : Research on the editions and a Japanese translation. (2)

Yutaka MIYANO

Abstract

This article is continuation of a Japanese translation of "Questions and Answers of KIRIK"(12th. century, Novgorod, Q81-101), including the questions of Savva (Q1-24) and of Iliia (Q1-28). These Q and A, which later became a part of Russian orthodox Canon Law, reflect a situation of Novgorod at that time, for example, double-faith.

(承前)

凡例

字数削減のため、文献註については下記文献番号と頁数で略記した。

- ① В.В.Мильков, Р.А.Симонов. Кирик Новгородец: ученый и мыслитель. М., 2011.
- ② Памятники права древней руси. т. 1. М., 2013.
- ③ Русская истрическая библиотека. т. 6. СПб., 1908.
- ④ 『聖規則書』正教会編輯局、1898 年
- ⑤ В.В.Мильков(ред.) Кирик Новгородец и древнерусская культура. ч. 2. Великий Новгород, 2012.

() は訳者の挿入部分である。

キリクの質問

81

(私は尋ねた。)
「もし寺男が妻を娶り、彼女が処女でないことを知ったなら (どうすべきか)」と。
(主教は) 答えた。「(妻を) 解き放ち (離婚し)、(本人は教会に) 残るべきである」と。

結婚した寺男 (広義には教区聖職者の代表と見なしうが、聖務を行う権利はない) が、結婚したばかりの妻の非処女性を知った場合、ニフォントによると、そうした事情を正当な離婚理由と見なす (「解き放つ」はミリコフ (① 455) によると離婚のこと)。オスベンニコフによると、この婚姻解消の理由は一般人には適用されず、教区聖職者にのみ適用されたが、これは、彼ら自身と彼らの配偶者により高い道徳的純潔性が要求されるからであるとした (② 521)。但し特に資料的論拠は挙げられていない。

82

(私は尋ねた。)
「もし司祭或いは輔祭から(妻が)離れ、その妻が姦淫をなしたら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「彼女を行かせた(離婚した)後、自分の位階を得る」と。

キリクは、司祭の妻や輔祭の妻の不貞行為がもたらす結果について質問している。ニフォントによると、当該聖職者は妻から解放され、彼自身は自分の職務を継続できる。妻の不貞は聖職者の解任には繋がらなかった。マカーリーは、妻からの解放が許されていると考えたが、オスペンニコフは許可でなく、離縁の指示であり、不貞の妻を離縁しない司祭は、司祭職を剥奪されたとする(② 521)。

83

斎戒者ヨハネスの戒律に書かれている。「もし誰かが初犯で殺人強盗を行うなら、(その者を)聖職には受け入れない」と。私は(尊師に)このことを(説明するよう)求めた。

(主教は答えた。)
「大きな盗みを行ったが、それを(この者が)密かに処理できず、もし公や人々の前で無理に訴訟が始まるなら、その者を輔祭に任じるべきでない。盗まれた物があってもそれをこっそりと解決するなら、(輔祭に任じるに)値する。もし盗みを働いた若い召使いを主人が縛り、打った後なら、彼を(輔祭に)任じるに値する」と。

キリクは、重大窃盗犯が聖職者に任じられようかどうかを問うている。斎戒者ヨハネスは、コンスタンティノープル総主教(在位 582-595年)。ヨハネスにはノモカノンがあり、そこでは簡潔に、窃盗犯は聖職者になれないとされている。尚、オスペンニコフは端から本質問は聖職者のなかでも輔祭に関するものと見なす(② 521)が、一般人が聖職者になる最初の段階が念頭に置かれているので、話は輔祭に限定されていると考えてよかろう。

ニフォントの回答はヨハネスの戒律を緩和した形をとる。事件が世間に知れ渡り、公も民衆もそれを知ってしまった場合には犯人は輔祭にはなれない。知られずに事件が解決されたなら可能であるとする。すなわち世間における信用の有無が、当該志望者が聖職者になり得るのかを決める判断点とされているのである。

また、何かを盗んで主君に取り押さえられて殴られた「若い召使い」の場合、恐らくは若さ故に改心が期待されるのだろう。この者を輔祭に任じることは可能とされている。オスペンニコフは、この場合、犯罪は軽めの窃盗の場合であろうと推定している(② 522)。

84

(私は尋ねた。)
「妻を持たない教区司祭が、1度だけ(姦淫)や深酒やそうしたものに墜ちたなら(どうすべきか)」(とヨハネスの戒律にある。どう考えるべきか)。

(主教は)答えた。「死者を復活させるようなものだ(あり得ない)。(彼は)司祭であり得ない。輔祭でもあり得ない。ただ彼が修道輔祭であり、あなたに罪を告白するなら、彼を受け入れる。しかし彼には他の教会罰はなく、彼から位階を奪ってはならない。妻をもつ者と同じである」と。

テキストには書かれていないが、冒頭の質問は前問と同じくヨハネスの戒律からの「引用」である。スミルノフの指摘によると、オリジナルの戒律では、妻以外の女性との姦淫が問題にされているという。ニフォントの結論としては、姦淫や深酒を行ったやもめ、そもそもの独身、或いは妻帯の司祭そして輔祭は位階を剥奪されるべき立場だった。但し修道補祭の場合、罪の告白を条件として位階の剥奪は行われないとされる。

「死者を復活させる」は、解釈が難しいが、当時のコルムチャヤに同じ語がある(④ 456)。総じて、あり得ないことを意味していると考えられる。

85

私は(主教に)尋ねた。「食事について、我ら(修道士)が何かを取る際、或いは見習い修道士には、何が相応しくないのか」と。

(主教は)答えた。「全て食べて良い。つまり魚も肉も、もしあなたがこれを咎めるべきと考えないなら、また忌み嫌わないのなら(食べて良い)。もし(自分が)咎めるべきと考え、しかし食べるなら、彼に罪がある」と。

85問以降、許可された食品と不許可の食品に関する問答が続く。

簡単に言えば、修道士(見習い修道士も含む)の良心が許し、本人が嫌がらなければ、あらゆる種類の魚や肉を食べてもよいという。しかし自ら問題と考える食品の摂取は罪であるとする。

86

私は尋ねた。「我らは魚の血は食して良いか」と。

(主教は答えた。)'災厄はない。但し、動物の血や鳥の血は別である」と。

動物や鳥の血は摂取を禁じられた(創世記9章4節、レビ記3章17節他。血は古代ユダヤ教では神へ捧げるものであった)が、魚の血は許された。

87

私は彼(主教)に尋ねた。「ある者たちが、他の主教から次のことを聞き、言われたように行っている。すなわち『お前は畏にかかって窒息している(獣)を見つけ(たなら)、そこで(畏から)外さずに屠れ。畏はそのために仕掛けられた』と」。

(主教は答えた。)'彼らは嘘をついている。いかなる主教もそのようなことは言わなかったであろう」。

そして信徒に彼(主教)は次のように言った。「主は次のようにおっしゃっている。『私はあなたに、草から作られる肉を食べ、あらゆる獣の血を大地に流せと言った。あなたがこれに反対するなら、あなたは神の敵である』と」。(主教は)罪のあることを強く禁じた。

絞め殺された動物の食を禁じる創世記のテキスト(9章3-4節)は、動物の血の摂取の回避を目的とした。それゆえ、畏にかかって死んだ動物の食の禁止の根拠にもなった。

88

(人々が)黒雷鳥を宴会にいた彼(主教ニフォント)のもとに持ってきた。彼(主教)は(これらを)柵の向こうに投げ(捨て)るよう命じた。

(主教は答えた)'聖体拝領に値しない。(それらを)食した後には」と。主の兄弟ヤコブは「何をも禁じなかった。ただ、姦淫、偶像崇拜、絞め殺された動物、血、獣が食べたもの、死肉(を食すこと)を除いては」と。

前問の指示(絞め殺された動物の摂食の禁止)を主教自身が守った例が取り上げられている。尚、オスペンニコフはキリク自身の例であるとする(②522)が、キリク自身の発言中の「彼」をキリクと理解することはできない。

89

村に住み、我らのところで告解をしているスメルドについて、私は尋ねた。「ある(スメルド)たちは子リスなどを食べている。(どう対処すべきか)」と。

(主教)は答えた。「絞められた獣の肉は悪の中にある。もし子リスなら、或いは何か絞め殺されてない動物の肉を食べるなら、災いはない。非常に簡単なことである」と。

子リスは毛皮を持つ動物であり、絞め殺された動物の肉の禁忌と同列の規定により食用に使用出来なかった。尚、写本によっては、子リスの食用を禁じる場合もある。スメルドは、ここでは農民と解して良い。

90

(主教)は述べた。「子を産んだ牛の初乳を使うのはよろしくない。血が混じっているからである。三日間、(初乳を)子牛に与え(飲ませ)なさい。そうすると清くなる」と。

(ノヴゴロドの)司祭は別様に彼(主教)に話した。「この町では多くの者が摂っている」と。

彼(主教)は黙ってしまった。

主教によると、血が混じっている牛乳は禁忌飲料であり、出産三日目以降には乳を飲むことが出来るとする。しかしある司祭が、ノヴゴロドでは初日の乳も飲まれていることを主教に伝えた結果、主教は啞然として黙ってしまった。

91

衣服について(主教は答えた。)
「あなたは何を着て歩みたいのか。熊の毛皮に身を包むにせよ、災いはない」と。

衣服について、主教は特に何も禁じなかった。(① 456)では、熊の毛皮で出来た衣服は伝統的に結婚式やクリスマスにおいて着用されていたという。

92

(私は尋ねた。)
「若い女が離婚し、あなたの前(に告解のためにやって来たなら)、尊師よ、この者に教会罰はあるか」と。

(主教は答えた。)
「この、彼女を離縁し、他の女と交わる男(元夫)に聖体を与えてはならない。もし彼が死に至りつつあるなら与えよ。もし、夫が妻を持たず、或いは妻が夫を持たないような、(例えば)多くの債務が夫にあったり、また妻の衣服を(夫が)奪いはじめたり、酒に費やすなどの相対に悪いことを起こすなら、3年間(聖体は与えない)。もし妻が夫から離れて他人と交わるなら、夫に罪はない。そして彼女を離縁する」と。

夫の側が原因で離婚が生じた場合、罪の程度に応じ、3年の間夫には聖体を与えられない(死の間際は例外として与える)。妻の側に非がある場合には夫に特段の罰は与えられない。

93

(主教は答えた。)
「もし夫が自分の妻を合意なしで征服するなら、妻は、彼のもとから去っても無罪である」と。

「征服する」の意味は難しい。ミリコフ(① 457)は強姦と理解する。オスベンニコフはこれを、別の写本に依拠して婚姻義務の不履行と解す(② 524)。その場合、妻は夫と離婚できた。

94

(主教は答えた。)
「以下のことを聖バシレイオスの(規則)から書き抜くべきである。カノン9。何の罪もなく妻は自分の夫と離縁は出来ない。『離縁する女、或いは他の男のところに行く女—それは姦淫者である。離縁された男や、放たれた男、そうした男と一緒に住む女は裁かれない。(逆に)夫が妻を離縁し、別の女のところに行くなら、それも姦淫者である。というのも、彼女に姦淫をなさせしむからである。彼と生きる女も姦淫者である。なぜなら(その女は)他の男を自分のものとするからである』と。同じく規則48に次のように書かれている。『私の理解では、自分の夫に去ら

れた女はそのまま（結婚なし）でいるべきだ。というのも主が次のように言っているからだ。「もし誰かが姦淫の罪を犯したわけではない妻を残して去るなら、この者は彼女を姦淫に引き渡すことになる』と。彼は熱心な愛に基づいて彼女を（妻と）呼び、彼女に他人との関係を禁じた。（妻が不貞を働かなかつたのにその妻と離婚した）男に姦淫の罪人としての罪があるが、その一方で主から愛を受けた無実である女が、他人との関係のせいでは姦淫者と呼ばれるなどということがあろうか」と。規則 46。『妻によりかかつて取り残されてしまった男のところに、事情を知らないで他の女が来たが、この後、最初の妻が彼の所に戻り、(2 番目の) 女は解き放たれた。このようなとき、(第二の女によって) 行われた姦淫は無学によりなされたものである。だから、彼女 (第二の女) には結婚は禁じられない。そのように (結婚なしで) あったのなら』と。

原則として、妻は夫と離縁できなかつた。例外や「現実」は前問、前々問で話されていると考えべきであろう。

引用部分はマタイ伝 (5 章 31 条) 参照。

95

私は尋ねた。「もし夫が罪人なら、どのように彼を 10 年間 (教会罰に) 縛るか。彼には一年、二年、或いは三年、復活祭の時にも全く肉を食べさせず、蜜酒を飲ませないべきか」と。

(主教は答えた。) もし、そうした人に教会罰を与える場合でも、日曜日、土曜日、また主の祭日には彼に全て (肉や蜜酒) を与える。他方で齋の 40 日には何も与えずに齋を行うよう命じる。またこの齋を除いても、もし土曜日と日曜日以外に、彼が初めて姦淫を告解するなら節制を命じる。もし誰かが自分でそれ (節制) から外れることを望むにせよ、それを禁じはしない。もしそうでないなら、ヨハネスの戒めに書かれているように行いなさい」と。

夫というのは、恐らくは次の問題との関連で考えるべきであろう。

罪人に対する教会罰を日、土、主の祭日に与える処置を主教は指示する。例外は齋の時期であり、この時には何も与えない。自ら望む場合にも与えない。尚、姦淫を告白し、それが初めてである場合には、教会罰でなく節制を命じるべきとされている。ヨハネスというのは齋戒者ヨハネス (コンスタンティノーブル総主教。595 年死去) のことである。

96

(私は尋ねた。) 「妻が夫に教会刑に耐えるのを助けてよいか。或いは夫が妻を (助けてよいか) 」と。
(主教は答えた。) 「すこぶる自由である。互いに、兄弟が兄弟に善をなすように、若い妻も同じである」と。

教会刑に服す夫、或いは妻が相手を助けることは善行とされている。

97

教会罰を受けていないある者たちについて、私は尋ねた。「もし水曜日と金曜日に主の祭日が、また聖母と聖ヨハネの日なら (どうするか) 」と。

(主教は答えた。) 「もし食べるなら良い。食べないならもっとよい」と。

主の祭日、聖母やヨハネの日が節制すべきとされる水・金曜日に重なった場合、食事の摂取はない方がよいとされながらも、当人の判断に任された。この問題は 12 世紀のルーシで激しい論争になっていたことであるが、ニフォントは柔軟に対応すべきとする。

98

(主教は答えた。) 「女性にとって慣例のものがある時には、聖餅を女が焼くべきでない。もし思

わず焼かれた（聖餅）に触れたとしても、災いはない」と。

本問は月経時の女性による聖餅づくりを避けるべきものとしている。尚、そうした女性によって焼かれた聖餅があり、それに触れてしまったとしても、その者に災いはないという。

99

私は尋ねた。「一つの聖餅で聖務を行ってよいのか」と。

（主教は答えた。）「もし、村のような遠くに村にあるなら、そしてどこにも別の聖餅はないなら、そうすべきである。近くに市場があり、そこで買うならそう（一つで済ます）すべきでない。もしどこにもないなら、（一つの聖餅で聖務を行う）必要がある」と。

通常切り分けられて使われる聖餅が一つだけしかない場合、それで聖務を行うことを認めている。ミリコフ（① 458）は古ルーシでは聖餅が市場で売られていたとする。

100

（私は尋ねた。）「大斎の時にドラを我らが斎の5日間のために切り分けるものの、（使う機会が生じなかった場合、（これを使って）何日、聖務を行うことが可能か」と。

（主教は答えた。）「次週に取っておきなさい。或いは三週以内でも災いはない。清められていない聖餅も同じである。2週間、（これを使って）プロスコメジャ¹は行われるに値する」と。

切り分けたが使用されなかった聖餅の一部（ドラ）の使用期限について、二週後の聖務で使うことが容認されている。

101

私は彼に次のことについて尋ねた。「もし（人々が）生前に、死者（自分）への40日の死後追悼を行うために支払うなら（どうすべきか）」と。

（主教は答えた。）「もし（彼らが）自分の魂の救済を願って（金を）持ってくるなら、それを禁じることは出来ない。あなたが話しているところでは、ルーシの府主教ゲオルギーがそのことについて書いたという。しかしそこにはそのようなことは書かれていない。彼らは良き友に（自分の死後の40日後追悼を）委任するのが良い。そして彼は、貧しき者に、そしてキリストのために受け入れる全ての者に正しく振る舞うために与えるのである。もしあなたがその者（生きている者）から40日追悼（のための金）を得るなら、（彼に）教えて言いなさい。『兄弟よ、あなたはこれ以上罪を犯さぬようにしなさい。あなたは、死者が罪を犯さないことを知らないのか』と」と。

存命中に、自分の死後の40日追悼のための代金を支払うことは、禁じられてはいないものの、他人による申込を勧めている。

サツヴァ（の質問）

サツヴァは問いの内容から判断するに、ノヴゴロドの教区聖職者である。ミリコフ（① 459）によると、サツヴァは1162年に聖霊修道院の院長により（修道司祭に？）任じられたとするが、論拠は挙げられていない。

1

（主教は答えた。）「死者の前に司祭が立つ時、この日は（司祭は）彼（死者）に勤めるべきである。もし彼が（墓の上で）香を焚き、（死者に）接吻をするにせよ」と。

¹ 聖体礼儀の「第I部」のこと。この時に聖餅から聖体を取り出される。

本問は、遺体を不浄とするモーセの規範（レビ記 11 章 8 節等）とは別行動を可能にするものである。

2

（主教は答えた。）「もし女が子を産み、その日に、或いは次の日に（彼女に）死が迫るなら、彼女は他の教会堂に運ばれる。そして彼女には、彼女を洗った後、聖体が与えられる」と。

出産後の女性は出血が止まるまで、（キリルの第 46 問によると三日間）、教会堂への出入りを禁じられていた。教会堂内での出産が生じた場合の戒め（キリク 42 問）からも、教会がこの問題に厳しく対応していたことがわかる。ミリコフ（① 459）によるとこれは旧約聖書に由来する伝統（レビ記 12 章 4 節）であった。しかしニフォントはそれを原則としながら、現実にはやや柔軟な対応を指示している。

3

（主教は答えた。）「もし、子が、両親或いは司祭がよい加減に放っておいたせいで洗礼を受けずに亡くなるなら、魂の殺人の咎で齋に 3 年の間、付される。もし（死が脅かしていたことを）知らなかったなら、教会罰はない」と。

教会法によると、受洗の拒否は告解なしでの死を招いたが、赤子の場合、これに洗礼を付すべき者は呪詛された（カルケドン会議 124 項）。本問の場合、受洗を怠った両親或いは司祭には、もしそれがぞんざいな扱いの結果であれば 3 年間の齋が課されたが、死が迫っていることを知らなかったなら、教会罰は課されなかった。

4

（私は尋ねた。）「住居にイコンや清き十字架を置く時、自分の妻といても（性交しても）良いか」と。

（主教は答えた。）「自分の妻が寝床にいるのは罪ではない。ギリシャ人は一つの部屋で財産、イコン、清き十字架があり、そこに夫と妻が横たわるではないか。身につける十字架をあなたは妻が近くにいる時に外しているのだろうか。妻と過ごしたあと、ざっと体を洗った後、至聖所に入った後、また体を洗った後で福音書に接吻をしたり、ドラを食べ、聖骸に接吻をして良い」と。

（私は尋ねた。）「もし清き十字架に接吻をしてすぐに何かを食べるか、飲むかするなら（どうか？）、さもなくば次の夜に節制すべきか。綺麗に体を洗うので十分か」と。

（主教は答えた。）「接吻の後にその日、チーズや肉を食べるべきでない。クリームもそう命じた。ただ十字架挙栄祭以外は、接吻をして、肉を含めた全てを食べて良い。また全てを食べたあとで（十字架を）見たり身につけたりしても良い」と。

性交後の信徒の身の清めについては、写本間で相違がある。体をざっと洗うことを求める写本と不必要とする写本がある。司祭の性交後の清めについてはキリク 28、29 問を参照。ニフォントの解答は柔軟であった。十字架接吻語の飲食についても同様である。

5

（主教は答えた。）「若者には、彼にどのような罪があるのかを検討した後で十字架、福音書、聖骸に接吻させ、ドラを与えなさい。（若者を）強く（長く）聖餐から離してはならない。誰に対してもパナギヤ²（の聖餅）を禁じてはならない。譬えそれが（直前まで）自分の妻といった者であっても、である。同様に独身者にも与えることを命じる。ただし、戒めを伴うこととする」と。

若者を念頭に、彼らの行為（罪）とそれに対する教会の対応が問われている。本問でも柔軟な対応が求められている。

² パナギヤとは、聖餅から切り取られた一部で、神の母に捧げられるもの。

6

(私は尋ねた。)
「もし女性の巻き布（プラトーク）が司祭の衣服の中に縫い付けられたなら、その衣服で聖務を行って良いか」と。

(主教は答えた。)
「出来る。女性は異教徒なのか」と。

キリク 91 問と同様に、衣服についても特段の制限は定められなかった。女性のプラトークを司祭が服の中に帯びていても問題にはならないとされている。

7

(私は尋ねた。)
「罪を犯して聖餅を地面に落としてしまったなら、聖体礼儀を行うに値するか」と。

(主教は答えた。)
「出来る。これが落ちてすぐに綺麗に拭う」と。

聖餅を落とした場合でも、それを洗った上で聖体礼儀に使用することが認められている。

8

(私は尋ねた。)
「もし聖体礼儀の時に勤め、早課や晩課で勤めないなら、その場合、尊師よ、晩課と早課の祈りを（家で）読む必要があるのか」と。

(主教は答えた。)
「罪はない。あなたが（祈りを）読まずに勤めたにせよ。もし読むなら尚良い」と。

ミリコフによると、全ての勤めに加わることは修道士の伝統であり、司祭にはそのようにする義務はなかった（① 462）。

9

(主教は答えた。)
「早課でのカノンのために起床した者が歌わなくても、聖務を行うことが出来る。また勤めながらも、つばを吐くことができる。食べないでいることも出来る。ドラを食べずに、温かい水を飲んで。更に多く眠ることが出来る」と。

本問は当時の教区聖職者の低い職業意識の状況を反映したものである（① 462）。ただ、主教はこれを咎めるというよりも、認める方向で話している。恐らくは寝坊等の理由で早課に加わらなかった司祭に聖務への参加を認め、加えて他にも様々な行為が聖務への参加を妨げないことを述べている。

10

(私は尋ねた。)
「もし（これから）一晩中、立ち、或いは歌い、あるいは読み終えることになる。昼食を摂り、或いは夕食を摂った後、寝ないなら、聖務を行うに値するか、清らかであるか」と。

(主教は答えた。)
「眠るのが良いのか。神に祈るよりもそれがいいのか。寝ずに聖務を行うのが良い」と。

解釈は難しいが、質問者は聖務前の食事摂取が問題になるかどうかを問うている。食後に寝ずに聖務に加わるのが良いとされている。

11

(私は尋ねた。)
「もし朝早くに起きて体を洗うなら、寝てから礼拝を行うべきか、或いは寝ない（で聖務に加わる）べきか」と。

(主教は)それを禁じた。そして言った。晩に体を洗いなさい。そして朝、礼拝を行いなさい」と。

朝、体を洗った後、聖務までの間に寝て良いかどうかを問うサツヴァに対し、主教は、体を洗うのは夜にせよと述べている。ミリコフによると、聖務前の入浴は「使徒規則」によって禁じられている（① 462）。

12

我々は聖餅を取るが、(主教は)土曜日に取らぬよう、(日曜に取るよう)命じた。そして次のように言った。「全てを順序よく、次々と(キリストの)肉を置く。しかし祈る時に置いてはならない。というのも、皿は小さく、特別のものである」と。

次いで(主教は)特別に訓戒を垂れた。「もし他の場所(教会外)で聖餅が取り分けられたなら、礼拝を行うことを厳しく戒める」と。

(私は尋ねた。)
「礼拝をせずに、これをどのように取り分ければ良いか」と。

(主教は答えた。)
「このこと(予めの取り分け)をすれば罪は大きい。それをなすことは出来ない。他の者にも禁じられる。輔祭が「名前において」と言い、司祭は「聖なるものに聖性を」と言って肉(聖体)を取り、(あなたは)掲げ、人々は「他ならぬ聖なる物」と言う。次いで司祭は聖盆上で肉体を使って3本の十字架の徴をつくる。しかし一度でなく、引き続き人々の前で行い、聖体を曲げちぎってから聖盆に乗せる。右手で置き、左手は(聖体の)上部をひねりとり、(その部分を)聖餐の杯の中に入れる。下の方を盆に置く。この二つの部分が取られたなら、それを右手で曲げて聖盆上に並べる。全てを曲げるまでは左手では置かない。次いで左手で置く。空いた手がないようにするためである」と。

事前に、つまり前日の土曜日までに聖体礼儀の第1部(聖餅を割って取り分けることを伴った)を行うことが禁じられている。

二つの部分とは、右手の聖体と左手の聖杯に浸した聖体のこと。

13

(私は尋ねた。)
「司祭は退出、聖体礼儀、晩禱の際に何に接吻をすべきか」と。

(主教は答えた。)
「礼拝を行わない者はイコンに接吻する。人々も(イコンに接吻する)。イコンはそのために置かれているからだ。司祭たちは退出のために至聖所に入る。王門の上のイコノスタスのイコン列に接吻をする。これはキリストの膝である。また至聖所に入り、聖卓に接吻する。これはキリストの胸である。頭。それは聖卓である。その上に福音書がある。これにお辞儀をした後に接吻する」と。

退出時の聖職者は、平信徒と異なり、至聖所において王門上のイコノスタス、聖卓、福音書に接吻を行うとされている。

14

(主教は答えた。)
「聖体を与えるために病人のところに行く場合、聖職服を着用せずに行くよう命じる。(病人に然るべきものを)示し、歌い、その後、聖体を与える」と。

病人に対し、教会堂の外で聖体を与える場合には、聖職服を着用せぬよう命じられている。

15

(主教は答えた。)
「病人が告解するなら、聖職服なしで告解を受け入れるよう命じる。教会まで来ることが出来ないのだから。もし女性の場合、聖職服を着るか、教会での場合は着用する。告解は重要である。他人が言っているような普通のものではない」と。

教会外での病人の告解時にも聖職服の着用は不要であった。但し、女性が対象の場合は着用するよう命じられている。

16

(主教は答えた。)
「司祭が子供を洗礼する時、自分の側に(子の)顔を向ける。もし大人なら、

彼を3度、水に沈め、そして三つの十字架を連続して切る。そしてミルラを額、鼻孔、口、口ひげ、胸の位置に塗り、そして右の手のひらだけに塗る」と。

子どもの洗礼の手続きの詳細である。

17

(私は尋ねた。)「夜、悪魔の誘惑で精子がしたたるなら、(その司祭は)ざっと体を洗った後に祈りを捧げた後、聖体礼儀を行うに相応しいか」と。

(主教は答えた。)
「あなたがいずれかの女性を対象としたのなら、礼拝に不適である。しかし汝に礼拝の準備が出来ていたところで、教会で礼拝が行われないように望んで悪魔が汝を試みた場合、体を清めた後であれば礼拝を行って良い。次のことは明らかである。「自らを断罪しながら」聖務をしない方が良い。またもし日曜に悪魔が誘惑したが、精子が流れないなら、(罪は)何もない。もし衣服の中に精子を見るなら、そして女性を夢の中で見なかったなら、体を洗い、別の服に着替えて聖務をする」と。

彼の前で私は自らの体を打った。

司祭が淫夢により射精した場合、体を洗えば、聖務への参加は許された。詳細は不明であるが、女性を対象にした場合、参加は許されなかったと解釈できる。

18

(私は尋ねた。)
「誰かが告解のために私のところに来る時のこと。尊師よ、他の司祭のところに行くよう命じてはならないか」と。

(主教は) 答えた。「もしあなたが(誰かを)受け入れないのに、指導しようとするなら(あなたには)罪がある」と。

そのとき私は言った。「私は粗雑で考えが甘い」と。

彼(主教)は答えた。「彼はあなたに、告解の全てを聞いて欲しいと望んでいるが、それはあなたを愛しているからである。(だから)彼は他の者のところに行かず、恥ずかしがって全てを告解しない。もしあなたが聖人であって、奇跡を行い、死者を生き返らせるとしても、彼を受け入れないなら(彼の)代わりにあなたは苦しみに行きなさい。もしあなたが、指導ではなく受け入れるなら、彼に罪はない」と。

そのことについて私は彼に同情する。「彼については、私はそれ以上言わない。以前私が話した通りである」と。私は彼に叩頭した。

そして(主教は)命じた。「もし(送り先の聴聞士が)熟練者であるなら、彼のところに愛と共に(告解者を)送りなさい。告解は自由だからである」と。

状況は非常にややこしい。ミニコフによると、これは別の司祭の監督下にある信徒がサツヴァの元に来て告解を求めた事例を扱っているとするが、最後の告解を自由であるとする一文の意味が通じない(①464)。

告解を自由であるとする一文は、別の教会法『告解する息子や娘たちへの戒律』からの引用であると喝破したのがスミルノフである。但し、彼によると、元々この一文は、自分の司祭が亡くなった際に他の司祭を自由に探すことを信徒に認めたものであることには注意が必要である。

19

(私は尋ねた。)
「生きている者が40日追悼(の注文を)与えたなら、(彼の死後に)彼に勤めることが出来るか、またもし法事粥を自分で(求める)ならそれを送るに値するか」と。

(主教は答えた。)
「災いはない。十字に切られた物(粥)を飲み食いしたにせよ」と。

存命中に死後の追悼を委託するものに関する問いであり、基本的な内容はキリクの 101 問と重なる。主教はこれを問題にしない。こうした状況がしばしば生じたことが伺える。

20

(私は尋ねた。)
「子供が、乳を飲む子どもに二度目(2歳児)の齋があるべきか。病気だとしても」と。

(主教は答えた。)
「あなたは(彼を)殺すのが良いのか。母が一人の子ども(に望む)なら、3歳、4歳は望むままに。もし彼の後に別の子が生まれなければ5歳でもよい」と。

乳飲み子(本問では2歳児)に齋が必要かどうかが問題になっている。「病気だとしても」は意味が通らない。他の写本では「病気でないなら」とされることもある(①427)。主教は、当然乳を絶つことになる齋を行う必要はないとする。

21

(主教は答えた。)
「(自分の)親族のうち、あらゆる者を(自分の行う)告解に受け入れるべきであるが、自分の妻だけは除くべきである」と。

妻の聴聞士となることが禁じられている。

22

(主教は答えた。)
「もし誰か妻を娶ろうとするなら、40日、或いは少なくとも8日間、淫行を行うべきでない。その後、妻を娶る。彼ら二人に聖餐を与えなさい。もし(彼らが)教会罰に値するなら、後で与えなさい。もしその晩に妻と過ごそうと欲し、雌鶏を待たず、一睡もせずとも、罪はない」と。

結婚の際に夫婦が守るべき規則と教会の対応が扱われている。キリク 72 問に類似の問いがある。

23

(私は尋ねた。)
「不浄な女は、聖餅を受け取るに値するのか。聖体礼儀の後で」と。

(主教は答えた。)
「ドラを彼女に与えるべきでない。福音書への接吻も値しない。教会に入ることまかりならない」と。

「不浄な女」について、ミリコフは特に述べていない。類似のキリクの 98 問にあるような月経や出産後の女性のこともかもしれない。次問で月経が扱われていることも考慮したい。

24

私は尋ねた。
「もし妻が子を産み、(或いは月経で)不浄である時、自分の夫と交わることができるか」と。

(主教は答えた。)
「よろしい。(但し)清くなるまで(待ちなさい)。そのときは彼女と共にする。8日経過する前に彼女と交わる(なら、そのことで教会罰を与える)」と。

イリヤ(の質問)

イリヤは恐らくはノヴゴロドのヴォロス通り、ヴラシー教会の司祭である。その後、1165年から1186年に主教になった(①466)。確固とした証拠はないが、問いにあるような博識がそうした意見を支えている。

1

私は尊師に尋ねた。「もし淫行を冒しながらも、聖体を受領した。(霊的な)父たちに(そのことを)伝えなかったのだ。(その後、そのことを知った時)(霊的な父たちは)彼らを許すべきか」と。(主教は答えた。)
「そのことで罪は(霊的な)子にはないが、父にはある」と。

淫行を知らせずに聖体を受領した場合、信徒ではなく、司祭の側に罪があるとする。現実には、司祭には避けようのない事例であるが、それくらいの覚悟のようなものが司祭には求められたのだろう。或いは単純に、教区司祭は教区で生じたことを全て知らねばならないということ为背景とした処分と見なしうる(① 467)。

2

私は尋ねた。「もし仕事において人を殺害してしまったら(どうすべきか)」と。

主教は教会刑を半分にして与えることを私に命じた。「なぜなら意図的でなかったからである」と。意図的でない殺人については、教会刑を半分にすべきとされている。

3

私は尋ねた。「もし夫が妻から離れたところで背徳行為を行い、しかし現在までにやめているなら、彼らにはどのような教会刑が(与えられるべきか)」と。

彼は私に命じた。「一年(の刑)」と。

教会法が総じて、淫行に関して厳しい態度を取るが、ここでは背徳行為を止めない夫に対しては、一年の教会刑が命じられるべきとされる。

4

私は尋ねた。「もし小さい子を自分のそばに寝かせ、(故意でなく)押しつぶしてしまったなら、これは殺人か」と。

彼は答えた。「もししらふなら、(罪は)軽くなる。酩酊していたなら、殺人である」と。

5

(私は尋ねた。)
「もし妻が何か重労働を行い、胎児を傷つけ、(早)産をするなら(どうすべきか)」と。

(彼は答えた。)
「もし薬でなく傷つけたなら、そのことで教会罰はない」と。

薬というのは、出産促進のための薬草のこと。その場合には10年の教会刑に付されたが(① 468)、そうでない早産、そして恐らくは死産の場合、女性には罰はない。

6

私は尋ねた。「司祭が他の司祭に対し自分の(霊的な)息子に聖体を与えるよう命じるも、明らかな(聖餐に値しない)罪があるなら、聖餐を付与してはならないか、彼に与えるべきか」と。

彼は私に答えた。「あなたが罪を知らぬなら、与えなさい。知っているなら与えない。しかしその司祭には言いなさい。「兄弟よ、何故、あなたは聖体を与え(ることを許す)のか。あなたは恥じぬのか」と。

聖餐に値しない罪を有する信徒を他の司祭に委ねるケースが問題にされている。罪を司祭が知っていたなら、他の司祭に託すことは認められなかった。

7

(私は尋ねた。)
「もし何者かの司祭が息子に「(淫行を) 我慢出来ないなら、一人だけ(にしなさい)」と命じたなら(どうすべきか)」と。

尊師はこの者をひどく非難することはなく、次のように答えた。「その司祭はあまり配慮せずに、また彼の多くの不摂生を見て命じてしまった。そして一人(の女性)と住むように命じたのである」と。

息子とは、霊的な息子、すなわち教区の信徒のこと。淫行を重ねる信徒を押さえ込むために、一人の女性をあてがうような形をとった対応を問題としつつ、そうした判断をした司祭に理解も示している。

8

私は尊師に尋ねた。「もし殺人者がいて、違法の妻をもつなら、彼らにどのように教会罰を課すべきか」と。

(主教は答えた。)
「命じてはならない。まだ若いからだ。再び妻を持ち、老けた時に(違法の妻をもつなら) 教会罰を与えなさい」と。

「殺人者 душегубци」(③ 59)の部分は、意味が通らない。他の写本、特別版では、奴隷のような「非自由人」が主語とされている。それが正しいとすれば、不自由身分のものの婚姻に罰を与えるかどうかの問題になっていると言えるだろう。

9

(私は尋ねた。)
「人が聖体を拝領した後、眠り、その日に吐き出すなら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「寝ようが、或いは寝なくとも同じである。教会罰(を与えなさい)」と。

聖体を吐き出した場合には教会罰が与えられる。キリクの第1問と同じテーマである。

10

(私は尋ねた。)
「人が告解し、彼に多くの罪があった場合には(どうすべきか)」と。

そのとき彼(主教)は私に、(重い) 教会罰を(当該人物に) 命じなかった。(主教は言った。)
「しかし少しだけで(始め)、その者が学んだ時、同じく少々ずつ(増やすように)、彼に負担にならぬよう少しだけ」と。

11

(私は尋ねた。)
「人が教会罰を課されているとき、重要な案件で旅行に出て良いか」と。

(主教は答えた。)
「行くことを許しなさい。許された祈りを彼に与えなさい。しかし(旅行中でも彼は) 父が彼に命じたような戒めを(彼が) 行う。もし戦いに行くのなら、或いは病気になるなら、彼には聖体を与えなさい」と。

教会罰を課されていても、事の次第では外出、旅行が許された。その際には祈りを与えることも指示された。

12

(主教は答えた。)
「姦淫を行わず、清き女性が聖餅を焼くべきである。もし不浄ならそのときには焼かない」と。

キリクの98問、サツヴァ 23問を参照のこと。

13

(私は尋ねた。)
「男が告解を欲するものの、彼が姦淫を避けられないとわかるなら(どうすべきか)」と。

(主教は次のように) 答えた。「彼(の告解)を受け入れ、彼が汝の罰を聞いた後、受け入れなさい。(さすれば) 彼は自制する」と。

再度姦淫をなす者に対する告解についての対応が扱われている。

14

(私は尋ねた。)
「女に、次のような者がいた。夫が(妻たちに) 愛想を尽かした時に、自分の体を水で洗い、その水を飲ませている」と。

(主教は答えた。)
「その年の間、6週間の教会刑に付すよう命じる。領聖なしで過ごす」と。

体を洗った水を夫に飲ませる行為は、愛を回復させる魔術的手段であり、また教会法で禁じられる異端的、或いは異教的行為である。

15

(主教は答えた。)
「人が有角の家畜と交わるにせよ、他の者たちはその乳を飲み、肉を食べることが出来る。交わった者は、その動物からは何も摂らない。教会罰は、その墮落の程度に応じて受け入れる」と。

獣姦に対する処罰の規定である。

16

(私は尋ねた。)
「酔った人が(妊娠中の) 自分の妻に(殴打と共に) 襲いかかり、彼女の中の子供を傷つけたら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「半分の教会罰(を課す)」と。

(私は尋ねた。)
「この者たちがヴァリヤーギの司祭のところに祈りのために子を連れてきたら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「6週間の教会罰。というのも二重信仰者だからだ」と。

このケースは殴打の末に死産が生じた事例である。ただ、その子をヴァリヤーギの司祭のところにいくというのは、異教の祭司のもとで子を蘇生させるためのものであり、当然教会はこれを許さなかった。

17

(私は尋ねた。)
「(誰かが) 酔った男を押し、(男が) 躓き、死ぬなら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「殺人の場合の半分(の教会刑に付す)」と。

酩酊者が結果的に殺人を犯した事例である。

18

(私は尋ねた。)
「もし(病気の) 子供のために、母親が祈りを求めて司祭のところに(子を) 連れて行くのではなく、(禁じられている) 何かを行うか、占い師のところに連れて行くなら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「6週間か、或いは(母親が) 若いならば3週間(教会刑に付す)」と。

本問も16問と同じく、異教の祭司のところに病気のこの回復を願って通うことを禁じている。

19

(私は尋ねた。)
「未婚の男に教会罰が付されている時、(女と) 罪に落ちてしまったなら (どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「彼は再び(節制を)始めるに値する。墮落については彼は(罰を)受け入れる」と。教会刑に課されている男が、姦淫を犯した場合が扱われている。

20

(主教は答えた。)
「ある者が(自分の霊的な)父から別の(聴聞者)の下に行くことを欲するなら、彼に言いなさい。「彼(以前の父)のところで許可を取りなさい」と。もしその父を怒らせることを欲さないなら、密かに(あなたが)彼を受け入れなさい。しかし彼には言いなさい。彼(以前の父)のところで祈り、以前と同じく彼(以前の父)に贈り物を与え、一方で私のところでは秘密裏に告解し、教導され、私のいうことを聞きなさいと。もしあなたがその者のところにもいても、こちらにいても、あなたに利益はない」と。

別の司祭の下に移ることを欲する信徒について、その受け入れを基本的に認めている。

最後の文は意味が通りにくい。ミリコフは「あれこれの者のところにいたことは、特に利益にならない」と訳している(① 471)。

21

(私は尋ねた。)
「妻が聖体礼儀において聖体を受け、晩に夫が彼女と寝た。(そのとき教会罰はどうするか)」と。

尊師は彼女に教会罰を与えるよう命じなかった。そして言った。「もし彼らが、夜に節制し、朝に(聖体の受領を)望み、聖体礼儀の後に再度(節制する)なら、それは良い。もし若く、(節制を)始めることができなくとも災いはない。その妻のことで罪はない」と。

聖体拝領後の晩における夫婦の性交が罪に値するかを問うイリヤに対し、それ自体には災いも罪もないと主教は述べる。

22

(私は尋ねた。)
「彼らがイェルサレムに行くことを望んで宣誓を行うなら(行かせるべきか)」と。
(主教は答えた。)
「(彼らに) 教会刑を与えるよう私はあなたに命じる。宣誓はこの土地を滅ぼすからだ」と。

これは、ミリコフによると、物見遊山のように軽い気持ちで巡礼に出かける者を押さえ込むための指示である(① 471)。キリクの12問にも同様の問答がある。

23

私は尋ねた。「乙女が乙女(の寝床)に入ることがあるというが、両者に精子はあるのか」と。

(主教は答えた。)
「男とではないから、そのように行う者を(罰する)のは簡単である」と。

主教はこの同性愛に関する質問に直接答えてはない。

24

(私は尋ねた。)
「もし精子が流れ出ても、しかし完全に処女であるなら(どうすべきか)」と。

(主教は答えた。)
「教会罰を与えるよう命じる」と。

告解の際にこうした告白があったと思われる。ミリコフなど、本問のコメンタリーでは詳細は触れられず、単純にモンゴル侵攻以前のルーシ世界での告解で見受けられるケースだと述べている(① 472)。

25

アルカジーは答えた。「それはソドムの罪のようである」と。

ソドムの罪は通常、いわゆる男色行為と理解できる。ただ、どのような状況でこの回答が得られたのかは判然としない。

26

(主教は答えた。)
「ロードを受け入れた者には、そのことで彼に8日間、教会から離れることを命じる。彼らが清き祈りを行うなら、(教会に入ることが)許される」と。

ロードはスラヴの異教の神。こうした者に頼る者が多かったことが窺える。

27

(私は尋ねた。)
「何を行うと全てより悪く落ちるのか」と。

(主教は答えた。)
「獣姦である」と。

最悪の行為として、獣姦が挙げられている。

28

(私は尋ねた。)
「洗礼を受けたかどうかを(その者が)知らないなら、(私は彼に)洗礼を施して良いのか」と。

(主教は答えた。)
「洗礼の噂がないなら、可能である」と。

司祭が信徒に洗礼を行う際、再受洗者でないか、知っておく必要があった。教会法で再受洗は禁じられていたからである(使徒規則47)(①473)。